

施行 平成 29 年 11 月 1 日
改正 令和 3 年 6 月 5 日
改正 令和 3 年 8 月 21 日
改正 令和 4 年 6 月 1 日
改正 令和 7 年 9 月 1 日

一般社団法人日本地球化学会
学会賞授賞規程

(目的)

第 1 条 本規程は、一般社団法人日本地球化学会（以下、「本会」とする。）の学会賞授賞に関する事項を定めることを目的とする。

(学会賞)

第 2 条 本会に、以下の賞を設ける。

- 柴田賞 (The Shibata Award)
- 日本地球化学会賞 (The Geochemical Society of Japan Award)
- 日本地球化学会奨励賞 (The Geochemical Society of Japan Award for Young Researchers)
- 日本地球化学会功労賞 (The Merit Prize of the Geochemical Society of Japan)
- Geochemical Journal 論文賞 (The Geochemical Journal Award)
- Geochemical Journal 学生論文賞 (The Geochemical Journal Best Student Paper Award)

(柴田賞)

第 3 条 柴田賞は、地球化学の発展に関し、学術上、顕著な功績のあった者に授与する。

(日本地球化学会賞)

第 4 条 日本地球化学会賞は、地球化学の分野で、特に優秀な業績をおさめた本会会員に授与する。

(日本地球化学会奨励賞)

第 5 条 日本地球化学会奨励賞は、地球化学の進歩に寄与する優れた研究をなし、なお将来の発展を期待しうる本会会員に授与する。受賞者は受賞年の 4 月 1 日において、博士号取得から 10 年以内であることを要する。

(日本地球化学会功労賞)

第 6 条 日本地球化学会功労賞は、我が国の地球化学あるいは本会の発展に関し特に寄与のあった者または団体に授与する。

(Geochemical Journal 論文賞)

第 7 条 Geochemical Journal 論文賞は、Geochemical Journal に掲載された優れた論文の著者に授与する。詳細は、Geochemical Journal 論文賞細則に定める。

(Geochemical Journal 学生論文賞)

第 8 条 Geochemical Journal 学生論文賞は、Geochemical Journal に掲載され、論文投稿時もしくは過去に本会学生会員であった筆頭著者による優れた論文の筆頭著者に授与する。詳細は、Geochemical Journal 学生論文賞細則に定める。

(受賞者選考)

第 9 条 受賞者の選考は、受賞者選考委員会（以下委員会という）において行う。柴田賞、日本地球化学会賞、日本地球化学会奨励賞の受賞候補者の募集は、本会会員の推薦により行う。自薦、他薦を問わない。Geochemical Journal 論文賞については、Geochemical Journal 編集委員会が候補となる論文を委員会に推薦する。Geochemical Journal 学生論文賞の選考は、別に定める Geochemical Journal 学生論文賞細則により行う。

(受賞者選考委員会)

第 10 条 委員会は 5 名の委員から構成される。委員は、理事会の承認を経て本会会員の中から会長が委嘱する。ただし委員長は理事であることを要する。委員の任期は 2 年とし、毎年半数を改選する。

(授賞の決定)

第 11 条 委員会は選考の結果を理事会に報告し、理事会において授賞を決定する。

(受賞内容紹介)

第 12 条 受賞者（日本地球化学会功労賞、Geochemical Journal 論文賞、Geochemical Journal 学生論文賞を除く）は、受賞後速やかに、受賞の対象となった研究内容を紹介する論文を会誌に投稿するものとする。Geochemical Journal 論文賞の受賞内容紹介については、別に定める Geochemical Journal 論文賞細則により行う。

(改廃)

第 13 条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

(附則)

本規程は、一般社団法人日本地球化学会としての登記の日より施行する。